



Anipen Service 著作権・運営ポリシー

ANIPEN の著作権及び運営政策は、(株)ANIPEN(以下“ANIPEN”)が提供する全てのウェブ、アプリサービス(以下“ANIPEN サービス”)を運営することにあたってサービス内で発生する問題状況に対し一貫性をもって応じ、著作権所有者の権利を保護するためサービス運営の基準及びユーザーが守るべき細部的な事項とデジタルミレニアム著作権法(“DMCA”)による著作権法上の権利が行える手順をサポートするための内容を規定します。ANIPEN は政策を改善するため著作権及び運営政策を改善することができ、この場合、変更 7 日前に通知します。

第 1 条 ユーザーの権利

ANIPEN サービスを利用するため ANIPEN アカウントを生成した会員は、電子メール (support@anipen.com)を利用して問合せ/要請/建議することができます。 ANIPEN サービスを利用中に、他のユーザーの運営ポリシー違反行為で被害を受けた場合、ユーザーはその情報を ANIPEN に提供し、運営ポリシーの適用を要請でき、ANIPEN は通報内容を確認し、運営ポリシーに基づいた制裁措置を取ることができます。ただし、ANIPEN は ANIPEN サービス内のユーザーの間で発生する紛争及びユーザー自らの過失による被害、非会員利用規約に同意して体験サービスを利用したユーザーの被害については介入又は措置をしません。

第 2 条 ユーザーの義務

ANIPEN サービスのユーザーは関係法令を違反する行為やサービスシステム及び他のユーザーの正常な サービス利用を妨害する行為をしません。利用規約や著作権及び運営政策で禁止する行為に該当する場合、サービスの利用が一時的/永久的に制限されることがあります。また、ANIPEN アカウントを生成し会員加入をする場合、事実に基づいた個人情報を正確に作成しなければなりません。虚偽または他人の情報を登録した場合、会員は利用契約や利用契約に伴て発生する一切の権利を主張することができません。

サービス利用制限の行為

不法性活動(射幸性/賭博関連、犯法行為援助、個人情報盗用/奪取、著作権侵害、商標権侵害等の知的財産権の侵害)

淫乱、青少年有害活動

差別/葛藤助長

上張り/広告/広報/スパム

アカウントの取引/譲渡/代理/交換

非正常的アカウント生成、加入/退会の繰り返し

悪口/卑俗語/隠語などの禁忌語の使用

常識と社会通念に反する非正常的活動

第3条 利用制限の種類

利用規約や著作権及び運営政策の違反程度によって掲示板を見ることも書き込むこともできなくなる
掲示板の制限、一時的・永久的サービス/機能使用の制限、アカウントの一時的・永久的制限、一部
サービスの場合、該当サービスの退会の後再加入の制限があります。

第4条 第三者の権利の尊重

ANIPEN が他人の知的財産権を尊重し、ANIPEN のサービスが知的財産権の保護を受けることと同様に、ANIPEN サービスのユーザーも他人や他社の知的財産権を保護しなければなりません。第三者の権利を侵害する活動は許容しません。ANIPEN は著作権等の他人の知的財産権の侵害を含む淫乱物、過大容量などの理由が利用規約や著作権及び運営政策に違反するかの可否を決める権限を持ちます。ANIPEN は単独裁量により利用規約や著作権等の他人の知的財産権を侵害又は運営政策に違反するコンテンツを除去、もしくはユーザーのアカウントを停止することができます。

第5条 著作権侵害の主張に関する手続き

ANIPEN サービス内にて他人の著作権、知的財産権などの権利を侵害、悪用されたことを発見した場合、即時 ANIPEN に下記の情報を含む著作権侵害届出をしてください。 著作権法第 103 条第 6 項の規定に基づき、正当な権限なく一時掲載中断及び再掲示要請時、それによって発生する損害を賠償する責任を負う場合があるため、慎重に要請してください。

1. 著作権侵害通報時に必要な情報

- A. 問題の種類(露出/暴力などサービスの不適切さ、肖像権侵害、悪用/名誉毀損/侮辱、個人情報侵害、商標権侵害、著作権侵害、キー生成機など技術的迂回を含むその他法的問題)
- B. 権利侵害の対象(本人、自分の会社/組織または依頼人、著作権所有者、または代理人)
- C. 通報者の資格/権限
- D. 通報内容の正確性及び虚偽供述に対する責任の認定、及び物理的または電子的署名
- E. 通報者の住所、電話番号、メールアドレスアカウント情報
- F. 権利を侵害したコンテンツ/資料を識別できる場所

2. 著作権侵害通報時の対応手続き

- A. 通報者のポリシー違反の通報受付
- B. 会社の通報受付内容確認
- C. 通報対象の投稿の処理及び通知(通報者及び掲示者)
- D. 掲示者の再掲示などの疏明受付
- E. 会社の再掲示及び疏明内容確認
- F. 会社の掲示不可及び再掲示処理に対して両当事者(通報者及び掲示者)が不服を唱える場合、両当事者間で紛争解決

第 6 条 著作権通報先に関する情報

メール及び郵便、または電話で通報できます。

- 1. 郵便住所：京畿道城南市盆唐區柏峴洞 534 7F (株)ANIPEN
- 2. メール受付：support@anipen.com
- 3. 電話(FAX)受付：+82-31-261-0058"

第 7 条 その他

本著作権及び運営政策に規定されていない内容は、個別サービスの運営政策が存在する場合該当政策に従います。